

東京農工大学における規則等の表記整理に伴う関係規則等の整理に関する
規程

(平成 27 年 7 月 1 日 規程第 47 号)

東京農工大学における規則等の表記整理のため、関係規則等の整理に関する規程を次のとおり定める。

(国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学組織運営規則(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「国立大学法人東京農工大学」の次に「及びその設置する東京農工大学」を加える。

(国立大学法人東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程(平成 26 年東京農工大学教規程第 35 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第 1 条中「国立大学法人東京農工大学教員評価機構」を「東京農工大学教員評価機構」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程の一部改正)

第 3 条 国立大学法人東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程(平成 27 年東京農工大学教規程第 62 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第 1 条中「国立大学法人東京農工大学学位審査機構」を「東京農工大学学位審査機構」に改める。

(国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規程の一部改正)

第 4 条 国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規程(平成 16 年 11 月 17 日 16 教規程第 77 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第 1 条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

別紙様式 1 中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

別紙様式 2 中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学則の一部改正)

第 5 条 国立大学法人東京農工大学学則(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学生表彰規程の一部改正)

第6条 国立大学法人東京農工大学学生表彰規程(平成16年4月7日16教規程第11号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則の一部改正)

第7条 国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則(平成16年4月1日16教細則第11号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学研究生規程の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学研究生規程(平成16年4月7日16教規程第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学博士特別研究生規程の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学博士特別研究生規程(平成18年3月20日18教規程第15号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程(平成16年4月7日16教規程第13号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程の一部改正)

第11条 国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程(平成16年4月7日16教規程第14号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第10条第1項ただし書中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改め、同条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第13条第1項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第25条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第26条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正)

第12条 国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程(平成16年4月7日16教規程第15号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第14条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学検定料の免除等に関する規程の一部改正)

第13条 国立大学法人東京農工大学検定料の免除等に関する規程(平成21年11月2日21教規程第34号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程の一部改正)

第14条 国立大学法人東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程(平成26年東京農工大学教規程第63号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第2条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第8条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学寮規程の一部改正)

第15条 国立大学法人東京農工大学学寮規程(平成16年4月7日16教規程第16号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学公開講座規程の一部改正)

第16条 国立大学法人東京農工大学公開講座規程(平成16年4月7日16教規程第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程の一部改正)

第17条 東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程(平成19年4月1日19教規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(東京農工大学学部における教育研究上の目的に関する規程の一部改正)

第18条 東京農工大学学部における教育研究上の目的に関する規程(平成20年4月1日20教規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程の一部改正)

第19条 国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程(平成16年4月7日16教規程第18号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正)

第20条 国立大学法人東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程(平成25年教規程第32号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第8条第1項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正)

第21条 国立大学法人東京農工大学学位規程(平成16年東京農工大学教規程第22号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第3条第3項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正)

第22条 国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程(平成16年4月7日16教規程第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第16条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正)

第23条 国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則(平成16年4月1日16教細則第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第7条第1項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改め、同条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の全学共通教育科目履修の特例に関する規程の一部改正)

第24条 国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の全学共通教育科目履修の特例に関する規程(平成16年4月7日16教規程第20号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条各号列記以外の部分中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程の一部改正)

第25条 国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程(平成16年4月7日16教規程第21号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程の一部改正)

第26条 国立大学法人東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程(平成17年2月23日17教規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程の一部改正)

第27条 国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程(平成18年7月3日18教規程第29号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第2条第2号中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学生懲戒委員会規程の一部改正)

第28条 国立大学法人東京農工大学学生懲戒委員会規程(平成18年3月20日18教規程第4号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学eラーニングコンテンツ利用許諾等に関する規程の一部改正)

第29条 国立大学法人東京農工大学eラーニングコンテンツ利用許諾等に関する規程(平成19年4月1日19教規程第4号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第4条第4項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程の一部改正)

第30条 国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程(平成16年4月7日16経教規程第23号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条第1項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学外国人受託研修員規程の一部改正)

第31条 国立大学法人東京農工大学外国人受託研修員規程(平成17年7月20日17教規程第37号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学特別栄誉教授規程の一部改正)

第32条 国立大学法人東京農工大学特別栄誉教授規程(平成20年9月3日20教規程第53号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

別紙様式1中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学特別栄誉教授細則の一部改正)

第33条 国立大学法人東京農工大学特別栄誉教授細則(平成20年9月3日20細則第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第3条第1号中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改め、同条第2号中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員准教授に関する規程の一部改正)

第34条 国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員准教授に関する規程(平成16年4月1日16教規程第48号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学連携リング規程の一部改正)

第35条 国立大学法人東京農工大学連携リング規程(平成22年4月1日22教規程第13号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程の一部改正)

第36条 国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程(平成16年4月7日16経教規程第61号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学受託研究取扱規程の一部改正)

第37条 国立大学法人東京農工大学受託研究取扱規程(平成16年4月7日16経教規程第62号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

- 第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
(国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正)
- 第38条 国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程(平成16年4月7日16経教規程第63号)の一部を次のように改正する。
題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
(国立大学法人東京農工大学学術指導規程の一部改正)
- 第39条 国立大学法人東京農工大学学術指導規程(平成22年4月1日22教規程第27号)の一部を次のように改正する。
題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
第11条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
(国立大学法人東京農工大学寄附講座に関する規程の一部改正)
- 第40条 国立大学法人東京農工大学寄附講座に関する規程(平成16年4月7日16経教規程第64号)の一部を次のように改正する。
題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
様式2中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
(国立大学法人東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正)
- 第41条 国立大学法人東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(平成27年東京農工大学教規程第23号)の一部を次のように改正する。
題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
別紙様式第1号中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
(国立大学法人東京農工大学動物実験等に関する規程の一部改正)
- 第42条 国立大学法人東京農工大学動物実験等に関する規程(平成19年4月1日19教規程第5号)の一部を次のように改正する。
題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
(国立大学法人東京農工大学動物実験指針の一部改正)
- 第43条 国立大学法人東京農工大学動物実験指針(平成16年4月1日16教規程第68号)の一部を次のように改正する。
題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
(国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正)
- 第44条 国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程(平成16年4月7日16経教規程第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ハ中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。
(国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程の一部改正)

第45条 国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程(平成16年4月7日16教規程第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国立大学法人東京農工大学学則」を「東京農工大学学則」に改める。
(国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正)

第46条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程(平成16年4月7日16経教規程第30号)の一部を次のように改正する。

第37条の3の表中

「

国立大学法人東京農工大学学位規程第10条第2項、第11条第2項及び国立大学法人岐阜大学学位規則第9条第2項に規定にする審査委員(審査手数料を納付するものに限る。)	主査：12,000円 審査委員：5,000円
---	---------------------------

」

を

「

東京農工大学学位規程第10条第2項、第11条第2項及び国立大学法人岐阜大学学位規則第9条第2項に規定にする審査委員(審査手数料を納付するものに限る。)	主査：12,000円 審査委員：5,000円
---	---------------------------

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正)

第47条 国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(平成16年4月7日16経教規程第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第5条第2項の表以外の部分中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第6条第1項の表以外の部分中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第7条ただし書中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正)

第48条 国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則(平成16年4月7日16経教細則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター」を「東京農工大学学術研究支援総合センター」に改める。

第3条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。